

## 清掃手数料徴収業務会計年度任用職員業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市環境部環境総務課において清掃手数料徴収業務（ただし、し尿処理手数料に限る。）に従事する会計年度任用職員について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 清掃手数料の収納および整理に関すること。
- (2) 清掃手数料の納付の督促および相談に関すること。
- (3) 口座振替の勧奨に関すること。
- (4) その他所属長が必要と認める業務。

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等については、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間については、1週間の間に、別表に定める勤務時間表のA勤務から4回、B勤務から1回とし、所属長があらかじめ指定するものとする。ただし、所属長が必要と認める場合は、1週間に29時間を超えない範囲で勤務日および勤務時間を変更することができる。
- (2) 勤務時間帯は、午前8時45分から午後8時までの間とする。
- (3) 休憩時間については、勤務時間帯の中で1時間とする。
- (4) 週休日は、土曜日および日曜日とする。
- (5) 休日は、次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市

長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

勤務日	勤務形態	始業時刻	終業時刻	休憩時間	
月～木曜日	A勤務	A—1	8：45	15：45	12：00～13：00
		A—2	10：30	17：30	13：00～14：00
		A—3	13：00	20：00	16：30～17：30
金曜日	B勤務	B—1	8：45	14：45	12：00～13：00
		B—2	11：30	17：30	13：00～14：00
		B—3	14：00	20：00	16：30～17：30